

## 神戸大学動物実験実施規則の申合せについて

(平成 29 年 4 月 1 日制定, 平成 29 年 3 月 31 日動物実験委員会了承)  
(平成 30 年 4 月 1 日一部改正, 平成 30 年 2 月 7 日動物実験委員会了承)  
(平成 31 年 4 月 1 日一部改正, 平成 31 年 2 月 6 日動物実験委員会了承)  
(令和 3 年 6 月 17 日一部改正, 令和 3 年 6 月 17 日動物実験委員会了承)  
(令和 8 年 4 月 1 日一部改正, 令和 8 年 3 月 日動物実験委員会了承)

### 第 2 条の 2 関係

1. 常勤の職にある研究者を対象とするという趣旨であることから, 特命教員, 特定助教も対象とする。
2. 教員以外の職員においても, 研究に従事することが相当であると考えられる常勤の者(例えば, 医療系の職種において科研費に採択された者など)については対象とする。
3. その他については, リスク管理の観点から, 大学として責任が負える範囲の身分の者とする。ただし, 大学と雇用関係のある者に限る。

### 第 3 条第 1 項関係

本規則の適用を受けない動物実験等についても, 委員会による審議を希望する場合には, 動物実験責任者は, 所定の動物実験計画書を学長に提出できるものとする。

### 第 3 条第 3 項関係

本学以外の機関において, 動物実験責任者として動物実験等を実施する場合には, 当該機関による動物実験計画承認通知の写しを提出するものとする。

### 第 6 条関係

1. 第 1 号の委員は, 理学研究科, 工学研究科, 農学研究科及び医学系研究科(名谷地区)から各 1 人, 医学系研究科(楠地区)又は医学部附属病院から 2 人を選出する。
2. 第 5 号の委員には, 当分の間, 学術・社会共創機構から選出された教員 1 人, 医学系研究科附属動物実験施設から選出された教員 1 人を含めるものとする。

### 第 11 条関係

実験責任者の所属部局の地区と実験実施場所の地区が異なる場合には, 両地区委員会で協議の上取扱いを決定するものとする。

## 神戸大学動物実験委員会が定める様式に関する申合せ

(平成 23 年 4 月 1 日適用, 平成 23 年 2 月 1 日動物実験委員会了承)  
(平成 25 年 4 月 1 日一部改正, 平成 25 年 3 月 28 日動物実験委員会了承)  
(平成 26 年 4 月 1 日一部改正, 平成 26 年 3 月 27 日動物実験委員会了承)  
(平成 27 年 4 月 1 日一部改正, 平成 27 年 3 月 5 日動物実験委員会了承)  
(平成 29 年 8 月 1 日一部改正, 平成 29 年 7 月 14 日動物実験委員会了承)  
(平成 31 年 4 月 1 日一部改正, 平成 31 年 2 月 6 日動物実験委員会了承)

神戸大学動物実験実施規則第 39 条において神戸大学動物実験委員会が別に定める様式については、次のとおりとする。

様式番号 (該当条項)	タイトル	作成者	宛名
1 (第 13 条)	動物実験計画書	動物実験責任者	学長
2 (第 13 条)	動物実験計画書 (変更届)	動物実験責任者	学長
3-1 (第 14 条)	動物実験経過報告書	動物実験責任者	学長
3-2 (第 14 条)	動物実験 (終了・中止) 報告書	動物実験責任者	学長
4-1 (第 23, 25 条)	飼養保管施設・動物実験室設置 (変更) 承認申請書	管理者	学長
4-2 (第 23, 25 条)	飼養保管施設又は動物実験室の実験動物管理者又は動物実験責任者変更届	管理者	学長
5 (第 28 条)	施設等 (飼養保管施設・動物実験室) 廃止届	管理者	学長
6 (第 13 条の 2)	学外研究者との動物実験に関する誓約書	動物実験責任者	管理者